







【将来都市像皿】

全国に誇る、傑出した安心を築く

「健康福祉・環境都市」

都市づくりの基本方向

7 住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり

政策20 生涯にわたり健康でいきいきと生活できるまちづくり(健康)

政策21 豊富な医療・介護資源をいかした安心の暮らしづくり(医療・介護)

政策22 ともに生き、ともに支え合う地域共生社会の推進(福祉)

8 地域の力をいかした災害に強く安全・安心なまちづくり

政策 23 災害に強く安全・安心な都市基盤の整備(防災・減災)

政策 24 地域防災力の強化と消防救急体制の充実(地域防災)

政策 25 安全・安心な市民生活の確保(市民生活)

9 豊かな自然と調和した市民の手による持続可能なまちづくり

政策 26 岡山から広げる地域に根ざした環境づくり(環境活動)

政策 27 脱炭素社会をめざす環境にやさしいまちづくり(脱炭素)

政策 28 みんなで進める循環型社会の構築(循環型社会)



政策 20

健康

生涯にわたり健康でいきいきと 生活できるまちづくり



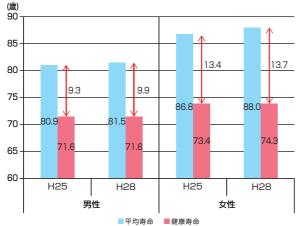




現状と課題

- ●生涯にわたり健康でいきいきと暮らしていくことは、全ての市民の願いです。岡山市民の平均寿命は、男女ともに全国水準を上回っている一方、心身ともに自立し日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命 は、男性は71.6歳、女性は74.3歳(いずれも平成28年)で、全国水準を下回っています。
- ●このため、運動、栄養・食生活の改善、社会参加等の活動を総合的に進め、地域・職場等、 社会全体で健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り 組める環境整備を進めることにより、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。また、 がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病対策に加え、うつ病やストレス関連障害等によ る自殺やひきこもりの問題等に対応するため、心の健康づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者等が就労や社会参加などの生きがいを持つことが介護予防や自立支援につながるとともに、高齢者等の就労が企業等の人材不足解消に資することも期待されています。また、地域における活動の担い手が減少する中、高齢者が社会参加等を通じて地域コミュニティを支えていく役割を担うことが求められています。
- 岡山市の介護保険における65歳以上被保険者は、団塊世代の年齢到達等により平成12年から令和元年までの19年間で8万2千人増加しています。また、要介護 (要支援) 認定率が上昇し、介護給付費も膨らみ続けています。このため、高齢者が要介護状態となることを未然に防止する介護予防の取組を推進していく必要があります。また、市民一人ひとりの介護予防を推進することにより、増え続ける医療費、介護費の適正化にもつなげていく必要があります。
- ●また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の予防及びまん延防止に向けた国の施策や、患者の発生動向などの状況の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう情報収集等に努め、必要な対策を講じるとともに、市民に対する正しい知識の普及や関係機関との更なる連携強化を進める必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種に関する情報を市民へ周知する必要があります。
- ●岡山市において令和元年10月に開催されたG20岡山保健大臣会合を契機に、本市の保健 医療関係者や行政をメンバーとするG20岡山保健大臣会合支援推進協議会により策定され た岡山の保健医療の目指すべき令和12年の将来像等を示した「PHO(ポジティブ・ヘルス・ オカヤマ)²」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

平均寿命と健康寿命 (平成25年と平成28年の比較)



(資料) 厚生労働省研究班「健康寿命の指標化に関する研究 (H27年度分担研究報告書)」及び「国民生活基礎調査 (H25、H28)」を基に岡山市で算出

介護給付費の推移



施策1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

- ●市民、事業者、専門団体、町内会等の地区組織、愛育委員³や栄養委員⁴等の健康づくりボランティア、公民館、学校園等との連携を強化し、日常的な運動習慣の定着、高齢者の低栄養予防、がん検診受診率向上に向けた普及啓発等の一次予防対策に取り組むとともに、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に重点を置いた二次予防対策を推進します。
- 「健康ポイント事業」など、成果連動型民間委託⁵等の手法を活用し、市民や企業の健康づくりを促進する事業を進めるとともに、健康的なサービスを提供する企業や店舗の拡大を図り、市民等の身近に健康がある環境の整備を進めます。
- ■関係機関等と連携を図りながら、うつ病対策を含めた自殺予防対策やアルコール依存症への対策等に取り組みます。

施策2 いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり

- 高齢になっても生涯現役で活躍し続けられるよう、高齢者等に対して就労や社会参加に向けた支援を行うとともに、雇用先の企業等に対しても、高齢者等の雇用を積極的に行うよう意識改革や労働条件の見直し等の働きかけを行います。
- シルバー人材センターの取組を支援し、会員数や派遣先となる事業所等の拡大を図ることにより、高齢者の知識・経験をいかせる臨時的・短期的就労やボランティア活動を通じた社会参加を促進し、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを進めます。
- ●社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携により、高齢者が長年培ってきた知識・ 経験をいかして、公民館講座や地域のサロン⁶などで活躍してもらうことにより、社会参加 を促進します。

施策3 介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した生活が継続できるよう、 岡山市ふれあい介護予防センターにおいて、医療・介護等の専門職による心身機能向上の ためのアドバイス等の実施や、介護予防、閉じこもり予防、健康づくり等のために地域住 民が集う通いの場づくり、地域の担い手育成等を進めます。
- ●フレイル⁷予防・介護予防について、市民に広く周知するとともに、四師会⁸等と連携しながら、薬局など地域の身近な場所でフレイルチェック(心身の虚弱度チェック)を実施し、高齢者が普段から実践できる介護予防教室やあっ晴れ!もも太郎体操などの取組につなぎます。

施策4 感染症対策

- 平時から、感染症に関する正しい知識や、予防及びまん延の防止に関する情報等を市民に 周知していきます。
- ●感染症発生時には、その発生状況等に応じて、必要な対策を講じていけるよう保健所体制の整備を行います。さらに、感染症患者の発生や感染症対策の実施状況等について、迅速かつわかりやすく、患者等の人権にも配慮した情報提供を行います。
- ●特に、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種に関する体制整備や市民への 周知啓発等に取り組みます。

- 1 健康寿命: p5の脚注参照。
- 2 PHO (ポジティブ・ヘルス・オカヤマ): p23の脚注参照。
- 8 **愛育委員:**p85の脚注参照。
- 4 栄養委員:市民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善活動や健康づくりのための普及活動を行っている健康づくりボランティア。
- 5 **成果連動型民間委託**:地方公共団体等が民間事業者等に事業等を委ねる委託のうち、その事業等により解決をめざす行政課題に対応した成果指標を設定し、地方公共団体等の支払額をその成果指標の改善状況に連動させる委託の方式。
- 6 **サロン**:地域を拠点に、その地域の住民同士が協同で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり、居場所づくりの活動。
- 7 フレイル: p29の脚注参照。
- 8 四師会:医療を担う職能団体である、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の4つの団体の総称。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
健康寿命 上段:男性 下段:女性	71.6歳 74.3歳 (H28)	72.6歳 76.2歳 (R4)
生涯かつやく支援センターが就労に結び付けた 人数	26 ⋏	750人 (R3~R7の合計)

主な事務事業

施策 1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

■SIB[®]を活用した健康ポイント事業 保健福祉局

・健康づくり無関心層を含めた多くの市民等の健康的な生活の習慣化などを促すことを目的とし、 「運動」「栄養食生活」「社会参加」の取組に対してインセンティブを付与する事業の実施

■桃太郎のまち健康推進応援団 保健福祉局

• 自社の従業員の健康づくりを進める企業や、市が実施する健康づくり関連施策に積極的に参加する企業を増やすなど、市全体の健康づくりの気運を高めることを目的とした事業の実施

■「健康市民おかやま 2110 (第 2次)」推進事業 保健福祉局

• 市民との協働による、日常的な運動習慣の推進や栄養・食生活改善、喫煙対策等の健康づくり活動の推進

■ 依存症対策推進事業 保健福祉局

- 壮年期のアルコール依存症への移行防止を目的とした、企業での依存症予防プログラム出前講座¹¹ の実施
- アルコール依存症者の支援や適正な医療連携の確保を図るためのネットワークシステムの構築

■ 自殺予防対策 保健福祉局

- 市民を対象とした心の健康づくりに関する意識の高揚及び自殺予防について知識の普及啓発を目的としたゲートキーパー 12 講習会の実施
- うつ病治療で通院中の方を対象としたうつ病の認知行動療法の実施

施策2 いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり

■生涯活躍就労支援事業 保健福祉局

• 高齢者等のニーズに合った就労や社会参加のマッチング支援と、企業等の高齢者雇用に対する理 解の促進

施策3 介護予防の推進

■介護予防センター事業 保健福祉局

- 65歳以上の一般高齢者を対象とした、各中学校区での介護予防教室の開催
- 介護予防体操の普及を通じた地域活動組織の育成支援

■「健康市民おかやま 21 (第 2 次)」推進事業 [再掲] 保健福祉局

• 市民との協働による、日常的な運動習慣の推進や栄養・食生活改善、喫煙対策等の健康づくり活動の推進

■生涯活躍就労支援事業 [再掲] 「保健福祉局」

• 高齢者等のニーズに合った就労や社会参加のマッチング支援と、企業等の高齢者雇用に対する理 解の促進

■フレイル対策事業 保健福祉局

・概ね65歳以上の一般高齢者を対象とした、薬局や通いの場など地域の身近な場所でのフレイルチェック(心身の虚弱度チェック)の実施

施策 4 感染症対策

■感染症対策の推進 保健福祉局

- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発及びまん延防止策等の実施
- 感染症の発生時における国、県との連携体制の強化と発生状況に応じた保健所の体制整備
- 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について、接種体制の整備と市民への周知啓発 を実施

- 9 SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド): p23の脚注参照。
- 10 健康市民おかやま21:健康増進法に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定めた計画。市民、企業、専門団体、地区組織、健康づくりボランティア、公民館、学校園等との連携による健康づくりを推進している。
- 11 出前講座:職員が、地域・職場・サークル・グループ等の研修や会合に直接出向き、防災、消費生活、健康、介護といった市民生活に役立つ情報を伝えるもの。
- 12 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。



政策21

医療・介護

豊富な医療・介護資源を いかした安心の暮らしづくり







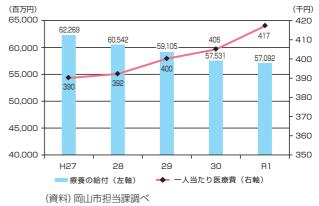
現状と課題

- ●岡山市における65歳以上人口は、平成27年の約17万5千人から、令和7年には約19万5千人となり、高齢化率は24.7%から27.0%まで上昇することが見込まれています。その中でも75歳以上の後期高齢者は、平成27年の約8万4千人から、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には約11万6千人へと大幅に増加し、医療や介護需要のさらなる増加や、これに伴う保険給付費の増大、保険料の上昇等が見込まれています。
- こうした中、健康寿命¹の延伸を図る取組や意欲ある高齢者の社会参加等をさらに進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、岡山市の豊富な医療・介護資源をいかしつつ、医療・介護の連携強化に取り組んでいくことが重要となっています。
- 岡山市が平成 28年度に行った在宅医療に関する意識調査では、「自宅」で医療や介護を受けたいと希望する人が約 32%、また、終末期を「自宅」で過ごしたいと希望する人が約 40%と、いずれも最も割合が高くなっています。在宅での介護や療養に対するニーズが高いことから、在宅介護総合特区²など岡山市の先駆的な取組をさらに進め、在宅医療・介護を推進することが求められています。
- ●岡山市における認知症高齢者は、令和2年の約2万5千人から、令和7年には約3万3千人に達すると推計されています。国の認知症大綱の基本的な考え方である「共生」と「予防」を踏まえ、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、容態の変化に応じて適切な医療・介護サービス等を切れ目なく、適切なタイミングで提供できる体制づくりを関係機関と連携して進める必要があります。また、認知症の人やその家族の視点を重視した取組の充実を図り、地域住民や企業、学校等関係機関と連携し、地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ●岡山市の国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、一人当たり医療費が増加し、財政基盤がぜい弱化しています。また、介護保険における65歳以上被保険者の増加や要介護(要支援)認定率の上昇により介護給付費も増加し続けており、医療費、介護費の適正化に向けた対策に取り組んでいく必要があります。

在宅医療に関する市民の意識(平成28年度)

100(%) 医療や介護が 2.8 必要になった時 12.8 20.0 32.3 30.4 どこで過ごし たいか 終末期はどこで 2.5 3.5 16.5 39.8 34.9 過ごしたいか (n=1,373) 自宅 ■有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等 ■特別養護老人ホームなどの介護施設 ■病院で入院を継続 ■ホスピス等の緩和ケア施設(「終末期」のみの選択肢) ■その他 ■無回答または無効回答

療養の給付と一人当たり医療費の推移



(資料) 岡山市担当課調べ

施策1 地域包括ケアシステムの構築

● 高齢者が自ら健康寿命の延伸に努め、地域社会で活躍し、医療や介護が必要になっても、地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最期まで安心して続けられるよう、医療・介護の連携や高齢者の社会参加、認知症対策等を進め、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制である「地域包括ケアシステム」を推進します。

施策2 在宅医療・介護の推進

- ●保健・医療・福祉・介護サービスの総合相談・情報提供窓口である岡山市地域ケア総合推進センター³を地域医療ネットワークの拠点として、在宅医療・介護の担い手の確保・育成、多職種連携や医療・介護施設の連携、市民への普及啓発等の取組を引き続き推進します。
- ●在宅介護分野に特化した全国初の総合特区では、介護事業所における介護サービスの質の評価を行う事業や、在宅介護や介護事業所従事者の負担軽減で効果が見込まれる最先端介護機器を貸与するモデル事業、介護事業所における要介護高齢者の就労・社会参加活動の実施等の先駆的な取組を引き続き推進します。

施策3 認知症対策の推進

- ■認知症の正しい知識や早期発見・早期対応の必要性の普及・啓発について、地域住民や企業、 学校等関係機関と連携し、企業の従業員、子ども、学生に対する認知症サポーター養成講座の取組を強化します。また、公民館で行われる介護予防教室など高齢者が身近に通うことができる通いの場への参加等、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。
- ■認知症初期集中支援チームによる、訪問相談やサービスの導入調整など、初期の包括的・集中的な支援を引き続き進めます。また、認知症サポート医を含めた認知症かかりつけ医と地域包括支援センター等の連携により、認知症の人とその家族をサポートする体制づくりを推進します。あわせて、認知症に対応できる医療・介護の人材を育成するとともに、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の人に対して医療と介護の切れ目のないサービスを提供します。
- ■認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに自分らしく生きていくことができるよう、 居場所づくりや気軽に相談できる体制の充実など、認知症の人と家族への支援を推進します。
- ■認知症高齢者等が行方不明になった際の早期発見や事故の未然防止のための体制づくりを 引き続き推進します。また、地域における認知症の人への支援体制整備のため、認知症の 人や家族のニーズと認知症サポーターによる支援をつなぐ仕組みづくりの検討を進めます。

施策4 持続可能な保険制度の運営

- ■国民健康保険料の収納率向上や医療費適正化等の保険者努力に今後も継続して取り組みながら、国民健康保険の財政運営責任主体である岡山県とともに給付と負担のバランスのとれた国民健康保険財政の安定的な運営をめざします。
- ●介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するとともに、サービスの質の確保や向上、利用者それぞれの能力に応じた適正な保健・医療・福祉サービスの提供体制づくりを進めることにより、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度を構築します。

- 1 健康寿命:p5の脚注参照。
- 2 **在宅介護総合特区**:平成25年、在宅介護を推進する事業の実施を前提に、岡山市が国から指定を受けた総合特区。正式名称は「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)」。介護度改善に通じる施策による将来負担抑制、最先端介護機器の活用、地域包括ケアの実現等を推進する。
- 3 **岡山市地域ケア総合推進センター**:地域医療・介護の推進と市民の療養を支援するための中核拠点。①総合相談(ほっ♡と安心相談室)、②在宅医療推進・医療 と介護の連携強化、③地域包括支援センターの医療連携・認知症支援の3つを柱に活動を展開している。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	56,745 _人 (H30)	67,000人 (R6)
生活・介護支援サポーター養成数	1,362人	2,080 人
認知症サポーター数	52,565 人	75,000 人

主な事務事業

施策 1 地域包括ケアシステムの構築

■ 在宅医療介護連携推進事業「再掲」 保健福祉局

 地域ケア総合推進センターにおける、市民や専門職を対象とした医療・介護の相談・支援、地域 包括支援センターの活動支援及び認知症ケアの推進、在宅医療・介護の人材育成、多職種連携等 と情報共有の促進、市民向け講座による普及啓発等の実施

■生活・介護支援サポーター養成 「保健福祉局」

高齢者を地域で支える担い手の養成を目的とした、市民向けの生活・介護支援サポーターの養成 研修の実施

■認知症サポーター養成事業 [再掲] 「保健福祉局」

- 認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成
- 企業の従業員、子ども、学生に対するサポーター養成の取組の強化

■高齢者施設の整備 保健福祉局

• 介護保険事業計画に基づく、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 4 などの日常生活圏域ごとの整備状況等を踏まえた計画的な整備

■ 地域包括支援センター運営事業 「保健福祉局

• 「総合相談・支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「虐待防止・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」のサービス提供を通じた、地域で暮らす高齢者に対する介護・保健・医療・福祉など様々な面からの総合的な支援の実施

■生活支援サービス体制整備事業 [再掲] 「保健福祉局」

高齢者の在宅生活を支えるために多様な主体による生活支援等サービスが提供可能な体制づくりを支援

施策2 在宅医療・介護の推進

■ 在宅医療介護連携推進事業 保健福祉局

 地域ケア総合推進センターにおける、市民や専門職を対象とした医療・介護の相談・支援、地域 包括支援センターの活動支援及び認知症ケアの推進、在宅医療・介護の人材育成、多職種連携等 と情報共有の促進、市民向け講座による普及啓発等の実施

■ 在宅医療・介護サービス提供体制ワーキング・モデル事業 保健福祉局

それぞれの地域の特性に応じた入院から看取りまでの在宅医療提供体制について、多職種で構成するワーキンググループ等であるべき姿を検討・構築するための取組を実施

■医療的ケア児に関する医療連携事業 保健福祉局

・小児在宅診療を重層的に支えられるよう様々な関係機関の人材育成及び多職種連携を図り、安心して生活することができる医療提供体制の構築を推進

■ デイサービス改善インセンティブ事業 「保健福祉局」

介護サービスの質の向上を図るため、デイサービス事業所の介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の改善に努めている事業所に対してインセンティブの付与を実施

■最先端介護機器貸与モデル事業 保健福祉局

在宅生活の維持等を促進するため、公募により選定した現行の介護保険制度では対象となっていない最先端介護機器について、介護保険と同じ1割負担により、モデル的に要介護者へ貸与を実施

■訪問介護インセンティブ事業 保健福祉局

介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護事業所とリハビリ専門職の連携を強化し、利用者の状態像の改善に努めている事業所に対してインセンティブの付与を実施

■介護ロボット普及推進事業 保健福祉局

介護従事者の負担軽減や要介護者の自立支援等を図るため、公募により選定した介護ロボットについて、3か月間無償により、介護サービス事業所へ貸与を実施

■高齢者活躍推進事業 保健福祉局

高齢者が要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるように、介護事業所で就労・社会参加活動が可能となるような取組や啓発活動等を実施

施策3 認知症対策の推進

■認知症サポーター養成事業 保健福祉局

- 認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成
- 企業の従業員、子ども、学生に対するサポーター養成の取組の強化

■認知症初期集中支援チーム、認知症かかりつけ医制度 保健福祉局

- 認知症初期集中支援チームによる初期の支援の包括的・集中的な実施
- 地域包括支援センター、認知症サポート医を含めた認知症かかりつけ医、認知症疾患医療センター 等各関係機関が連携し、認知症の人が早期に適切な支援につながるよう、認知症の人とその家族 をサポートする体制の推進

■認知症カフェ 5運営事業、本人ミーティング 保健福祉局

• 地域住民など誰もが参加できるとともに、認知症の人やその家族が、当事者同士の相談を含め気軽に相談できる居場所づくりの推進

■認知症高齢者見守り事業、地域支援体制の強化 保健福祉局

- ・地域での見守り支援体制強化のため、行方不明高齢者さがしてメール事業や認知症身元不明高齢者一時保護事業の実施
- 地域における認知症の人への支援体制の整備のため、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターによる支援をつなぐ仕組みづくりの検討

施策4 持続可能な保険制度の運営

■国民健康保険財政健全化推進事業 「保健福祉局」

• 国民健康保険財政の安定的な運営に向けた、歳出面では効果的な医療費適正化対策、歳入面では 収納率向上対策の積極的な推進

■介護給付費適正化事業 保健福祉局

• 要介護認定の適正化、ケアプラン⁶チェック、介護給付実績の縦覧点検及び医療情報との突合、住宅改修等の点検、介護給付費通知等の実施

- 4 **認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)**:要介護者又は要支援 2 の認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けることができる。
- 5 **認知症カフェ**: 認知症の人とその家族に加えて、地域住民や認知症に関心がある人、不安を抱えている人など、誰もが気軽に参加できるつどいの場所。お茶やコーヒーを飲みながら、情報交換や認知症についての相談ができる。
- 6 ケアプラン:要支援認定、要介護認定を受けた人が介護サービスを適切に利用できるよう、その人の心身や家族の状況などを考慮しながら作成する介護サービスの計画書。



政策 22

福祉

ともに生き、ともに支え 合う地域共生社会の推進



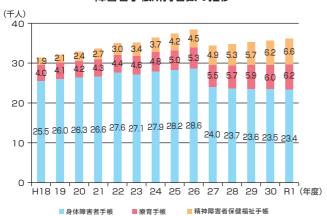




現状と課題

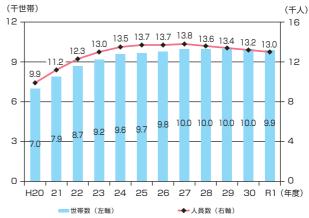
- ●少子高齢化の進行や、核家族、単身世帯の増加などの世帯構造の変化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等により、従来の家族や地域における支え合いの機能が低下している中、高齢者や障害者、生活困窮者など、支援を必要とする人々は社会的に孤立する傾向にあります。また、介護・障害・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って、複数分野の課題を抱える個人や世帯も顕在化しています。
- ●岡山市における障害者手帳所持者数は年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が大きく増加しています。障害者が、個々の状況や必要性に応じた適切なサービスを利用できる環境を整えることとともに、就労をはじめとする社会参加の機会を確保するなど、障害者が社会の一員として地域で自立した生活を送るための支援が必要です。また、障害に対する市民の理解を深め、地域社会全体で障害者を支えていくことが求められています。
- ●岡山市の生活保護受給世帯数は、リーマンショック以降急激に増加し、高止まりしている 状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の悪化の影響により、増加 することが予想されます。世帯の自立促進や生活困窮状態からの早期脱却を図るため、支 援体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められていま す。また、複合的な課題を抱えて制度の狭間に陥りがちな生活困窮者等への包括的支援を 実現するため、障害福祉サービスや介護サービスなど対象者ごとに整備された縦割りの制 度から脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築することが求められています。
- ●地域における課題やニーズが多様化する中、公的な福祉サービスのみで課題解決を図ることは一層困難になっており、地域住民、社会福祉に関するボランティア団体、NPO¹等による自主的・主体的な活動や、社会福祉法人やNPO、民間企業、医療・介護・福祉の専門職による地域の人々との地域課題の共有など、地域と協働しながら地域全体で共に支え合う必要性が高まっています。
- ●岡山市において令和元年10月に開催されたG20岡山保健大臣会合を契機に、本市の保健 医療関係者や行政をメンバーとするG20岡山保健大臣会合支援推進協議会により策定され た岡山の保健医療の目指すべき令和12年の将来像等を示した「PHO(ポジティブ・ヘルス・ オカヤマ)²」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

障害者手帳所持者数の推移



(注) H27年度身体障害者手帳所持者数の減少は台帳整理によるもの (資料) 岡山市担当課調べ

生活保護受給世帯数及び人員数の推移



(資料) 岡山市担当課調べ

施策1 障害者の自立支援と社会参加の促進

- ●障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用につなげるため、支援の入り口となる 相談支援体制全体の充実を図ります。
- ●居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスや生活介護等の日中活動系サービス、共同生活援助の充実を図ることにより、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域での生活への移行・定着を促進します。
- ●関係機関と連携しつつ障害者に対する就労支援を促進し、職場定着に向けた取組を進めるとともに、啓発活動や障害のある人とない人との交流機会の拡大等、障害に対する市民の理解を深める取組を進めることにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

施策2 重層的なセーフティネットの構築

- ●生活困窮者の自立支援と生活保護の一体的な実施による「重層的なセーフティネット³」の構築を進めるため、支援体制の充実を図ります。
- ●生活困窮者に対し、岡山市寄り添いサポートセンター ⁴を支援拠点として、専門支援機関との連携や就労準備支援、家計改善支援など、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことにより、社会参加や自立を図り、困窮状態からの早期脱却を進めます。
- ●生活保護受給者に対して、日常生活における自立や社会参加の促進など、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、就労可能な受給者に対しては、就労意欲や能力、特性等に応じた就労を促進することにより世帯の自立を図ります。また、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化に向けて、医療機関の適正な受診指導、健康面に着目した支援等に取り組みます。

施策3 地域福祉の推進

- ●多様で複合的な地域課題やニーズに応えるため、民生委員・児童委員、安全・安心ネットワーク⁵、社会福祉協議会等の関係機関との協働に加えて、NPOやボランティア、社会福祉法人、地域住民との連携を図り、既存の活動をいかしながら地域福祉活動を促進します。
- 高齢者・障害者等が安心して快適な生活を送ることができるよう、日常生活への支援や在 宅介護等のサービスを充実させるとともに、地域での見守りや安全・安心な生活の確保の ための地域福祉活動の活性化を図ります。

施策4 総合相談支援体制づくり

●個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題に対応するため、相談支援包括化推進員⁶を配置し、 医療と暮らし(福祉)、就労など一人ひとりや世帯が抱える課題に対応した総合的かつ、き め細やかな支援を行います。

- 1 NPO:p5の脚注参照。
- 2 PHO (ポジティブ・ヘルス・オカヤマ): p23の脚注参照。
- 3 セーフティネット:「安全網」の意味で、経済的に困窮した状態の人に対して、最低限の生活が続けられるよう支援する社会保障の仕組み。
- 4 岡山市寄り添いサポートセンター:生活困窮状態にある人の自立を支えるための相談支援窓口。
- 5 安全・安心ネットワーク: p93の脚注参照。
- 6 相談支援包括化推進員:地域包括支援センターなどの各相談機関から受け付け、複雑・複合課題を抱えた市民への支援について、行政・相談機関・専門支援機関などが一堂に会するケース検討会の開催や情報共有等、相談機関の後方支援を行う人材。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
福祉施設から一般就労への移行者数	145人	197⋏
生活保護受給者を含む生活困窮者の就労支援者 における就職者率	60.5%	70%

主な事務事業

施策 1 障害者の自立支援と社会参加の促進

■障害者基幹相談支援センター運営事業 保健福祉局

- 経験豊富な相談支援員等の配置による総合的・専門的で切れ目ない支援の実施
- 地域の相談支援事業者等へのバックアップ体制の強化による相談支援の質の向上

■障害者就労支援事業 保健福祉局

- 障害者を雇用する企業の開拓、就職面接会、就労支援研修会等による、障害者雇用の促進及び職場への定着の支援
- 雇用者の工賃向上に向けた、障害者就労施設が製作する商品の開発や販路拡大等の支援

■障害者の地域生活への移行の推進 保健福祉局

• 地域で生活する障害者の居住支援機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、 地域の体制づくり等)の強化

■障害者差別の解消の推進 保健福祉局

- 障害福祉課及び各区役所への手話通訳者配置による、聴覚障害者に対する意思疎通の支援
- 「障害者差別解消支援地域協議会」における、障害を理由とする差別についての事案の共有、解決に向けた協議の実施
- 障害者虐待の防止と早期発見に向けた、障害者虐待防止法の周知及び虐待通報に対する迅速な対応

施策2 重層的なセーフティネットの構築

■生活困窮者自立支援事業 保健福祉局

• 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた、住居確保や就労準備、家計相談、学習支援等の包括的・継続的な支援の実施

■生活保護適正実施の推進 保健福祉局

- 就労可能な生活保護受給者に対する、関係機関や事業者との連携による就労支援を通じた能力活 用及び世帯の自立の促進
- 生活保護受給者への適正受診指導や、健康面に着目した指導を通じた生活習慣病等の重症化予防 及び自立の促進

施策3 地域福祉の推進

■地域福祉基盤づくり事業 保健福祉局

- 保健・福祉・生涯学習に関する各種サービスの提供拠点である「ふれあいセンター」や「ウェルポートなださき」等の維持管理
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、(公財) 岡山市ふれあい公社等、地域で様々な活動を行う団 体への支援

■障害者の地域生活への移行の推進 [再掲] 「保健福祉局」

• 地域で生活する障害者の居住支援機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、 地域の体制づくり等)の強化

■生活困窮者自立支援事業 [再掲] 「保健福祉局」

• 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた、住居確保や就労準備、家計相談、学習支援等の包括的・継続的な支援の実施

■成年後見中核機関運営事業 「保健福祉局」

• 岡山市成年後見センターの運営により、成年後見制度をはじめとする権利擁護が必要な人の制度 利用を支援

■生活支援サービス体制整備事業 保健福祉局

• 高齢者の在宅生活を支えるために多様な主体による生活支援等サービスが提供可能な体制づくりを支援

施策4 総合相談支援体制づくり

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業 保健福祉局

• 相談支援包括化推進員の配置による、複合的な課題を抱えた個人や世帯を適切なサービスへつなげるための支援を実施



政策 23

災害に強く安全・安心な 防災・減災 都市基盤の整備

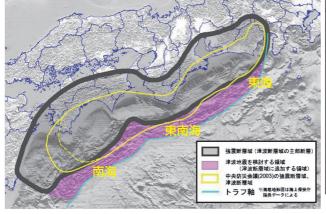


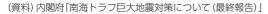
現状と課題

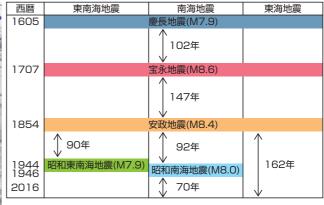
- ●地球温暖化[↑]に伴う気候変動の影響により、近年、全国各地で洪水や土砂災害等の大規模な 自然災害が頻発しています。また、大規模な被害が想定されている南海トラフ巨大地震2は、 30年以内に70%程度の確率で発生すると考えられており、市民の生命と生活を守るため、 災害に強い安全・安心な都市基盤を整備していく必要があります。
- ●市街地には、干拓等に由来する海抜ゼロメートルの低平地が広がり、水害に対してぜい弱 であることに加え、近年の局地的な大雨の増加に伴い、市内各所で浸水被害が発生してい ます。特に平成30年7月豪雨においては、平成史上では最大となる7,000棟を超える家屋 の浸水被害が発生しており、被害軽減に向けて、河川、下水道の整備や農業用水路、ため 池等の既存施設を有効活用した対策を進めるとともに、あらゆる関係者が協働して流域全 体で行う持続可能な治水対策「流域治水3」を促進する必要があります。
- ●南海トラフ巨大地震は、市域の大部分で震度5強以上、岡山平野部では最大で震度6強の 揺れが想定されているため、市有建築物の耐震化を合理的・効率的に推進するとともに、 民間建築物の耐震化を促進していく必要があります。併せて、災害時の救急活動や緊急物 資の輸送ルートを確保するため、橋りょうの耐震化や老朽化している道路の適切な維持管 理を計画的に実施していくとともに、沿道の建築物の耐震化を促進する必要があります。
- ●市域南部を中心に約4,000kmの用水路が縦横に張り巡らされており、近年、転落による死 亡事故も発生しています。転落防止対策として、地域住民との連携により、一斉点検を実 施し、緊急対策箇所への重点的な対策を進めていますが、安全・安心な生活基盤維持のため、 引き続き対策を講じていく必要があります。
- 岡山市は、上水道の給水区域面積が政令指定都市の中で最も広く、山間部も多いことから、 約4,400kmの水道管が埋設され、配水池・ポンプ場等の水道施設が点在しています。また、 地盤が軟弱な市街地を中心に約2,500kmの下水道管が埋設されており、処理場・ポンプ場 等の下水道施設が点在しています。南海トラフ巨大地震等が発生した場合にも、市民生活 に欠くことのできないライフライン を確保するため、施設・管路の計画的な更新・耐震化 等に取り組んでいく必要があります。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

地震の発生年表、発生確率







今後30年間にM8~9クラスの地震が発生する確率は70%程度

(資料) 岡山市、地震調査研究推進本部

施策1 総合的な浸水対策の推進

- 「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、市民及び事業者と連携し、平成30年7月 豪雨等も踏まえた総合的な浸水対策に取り組むとともに、国の「流域治水プロジェクト⁵」に 協力・連携します。
- ●旭川や笹ヶ瀬川、砂川等、国や県が管理する河川の早期改修等を促進します。また、平成30年7月豪雨、平成23年の台風12号等で大規模浸水被害があった排水区を中心に、下水道施設等の整備や倉安川等の河川改修を推進します。
- ●河川の浚渫など、維持管理を計画的に行うとともに、台風接近など大雨が予測される場合、農業用水路等の水位を事前に調整を行うなど、既存施設を有効活用した浸水対策を推進します。
- ●市有の河川排水機場については、順次長寿命化対策を行うとともに洪水時の運転停止が発生しないように事前の保守点検を実施します。
- ●洪水、内水ハザードマップ⁶及びため池浸水想定マップ⁷の普及や出水期の降雨に備えた定期的な市民への土のう配布など、自助、共助を促進するソフト対策に取り組みます。
- 浸水想定区域⁸ や土砂災害警戒区域⁹ 内にある要配慮者利用施設¹⁰ における円滑かつ迅速な 避難のため、各施設主体の避難確保計画¹¹ の作成が義務付けられたことから、講習会等の 作成支援を行います。また、洪水や土砂災害の危険性がある浸水想定区域、土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域について市民への周知を図ります。

施策2 市有施設等の耐震化・長寿命化の推進

- ●災害時の救急活動や緊急物資運搬のための道路交通の確保や、老朽化している橋りょうについて適切な維持管理を図るため、優先度の高い橋りょうから順次耐震補強や長寿命化対策を実施します。
- ●市民生活の安全や利便性に資するよう、施設の安全確保や適切な維持管理を図るとともに、 学校園や避難・防災拠点施設をはじめとする市有建築物について、耐震化・長寿命化を含めた合理的・効率的な修繕、改修等に取り組みます。
- 民間の建築物については、所有者に対して引き続き耐震化の重要性及び耐震診断・改修に伴う 負担軽減のための補助制度活用等の周知啓発を図り、耐震診断や耐震改修の促進に努めます。
- ●災害時に防災拠点となる本庁舎の建替えを行います。

施策3 都市施設の安全・安心の確保

- ●用水路等の危険箇所に対する安全対策を図るため、町内会等との連携・協力により、危険 箇所を調査・把握し、優先度の高い箇所から集中的に対策工事を実施します。
- 道路パトロールや町内会等からの要望や、子どもが日常的に集団で移動する経路の合同点 検等に基づき、歩行者を守るための施設の設置や区画線の補修といった交通安全施設の整備を行い、道路交通の安全・安心の向上に努めます。

施策4 ライフラインの計画的な整備・管理

- 災害対策本部となる公共施設や医療施設、広域避難場所など、災害時に拠点となる施設に 至る水道管路の耐震化を推進するとともに、更新時期を迎える水道管路や水道施設の計画 的な更新及び耐震化等の工事を進めます。
- ●下水道施設についても、災害時に拠点となる施設における下水道機能の確保等が重要となるため、施設(管きょ、処理場、ポンプ場)の耐震化の調査及び対策工事、老朽化施設の改築更新工事を推進します。

- 地球温暖化:p25の脚注参照。
- 2 南海トラフ巨大地震:p5の脚注参照。
- 3 流域治水:p29の脚注参照。
- 4 ライフライン:電気、ガス、上下水道、通信など生活していく上で必要不可欠なもの。
- 5 流域治水プロジェクト:流域治水の考え方に基づき、全国の一級水系で流域全体で早急に実施すべき対策の全体像。
- 6 ハザードマップ: 一般的に、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難経路、避難場所などの防災関係施設の位置等を表示した地図。
- 7 ため池浸水想定マップ: 防災意識の向上を目的に、雨量及び震度に関係なく、ため池の破堤を前提に全貯水量が流出後、60分間で想定される浸水の深さを色分けした地図。
- 8 浸水想定区域: 想定降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- 9 土砂災害警戒区域:土砂災害(土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊)による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。
- 10 要配慮者利用施設:社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。
- 11 避難確保計画:水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項などを定めた計画。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
下水道浸水重点対策整備率	46%	100%
住宅・建築物等の耐震化率 上段:住宅 下段:避難路沿道建築物	87 _% 91 _%	95 _% 95 _%
水道の基幹管路(口径400㎜以上)の耐震適合率	45.8%	51.3%
市中心部の下水道管きょの老朽化点検率	72.9%	100%

主な事務事業

施策1 総合的な浸水対策の推進

■ 浸水対策事業 下水道河川局 産業観光局 危機管理室

- ・旭川や笹ヶ瀬川、砂川等、国や県が管理する河川の改修促進等
- 今保排水区のポンプ場整備及び浦安排水区等の雨水幹線の継続的な整備
- 倉安川などの河川改修等の推進
- 河川・水路等の既存施設の活用、可搬式ポンプの配置などによる浸水対策の推進
- 老朽化した農業用水路、農業用排水機場、ため池等の整備及び管理の強化
- 公共施設及び民間開発等に係る雨水流出抑制施設の設置の推進
- 洪水、土砂災害、内水ハザードマップ及びため池浸水想定マップの普及啓発や土のうの配布等
- タイムライン 12 による防災関係機関の横断的連携の強化
- 河川排水機場の長寿命化対策事業(浸水対策)

施策2 市有施設等の耐震化・長寿命化の推進

■ 橋りょう耐震補強事業 都市整備局

• 緊急輸送道路上の橋りょうや鉄道・高速道路等にかかる跨線・跨道橋の耐震補強

■橋りょう長寿命化対策事業 「都市整備局」

• 橋りょうの長寿命化に向けた計画的な点検及び補修

■市有建築物の耐震改修事業 都市整備局

• 市有建築物における合理的・効率的な耐震化の推進

■住宅・建築物耐震改修等補助事業 都市整備局

• 住宅及びその他の建築物の耐震化のための経費の補助

■宅地耐震化推進事業 都市整備局

• 大規模盛土造成地¹³の調査

■新庁舎整備事業 総務局

• 災害時に防災拠点となる本庁舎の整備

施策3 都市施設の安全・安心の確保

- 用水路等安全対策事業 都市整備局 産業観光局
 - 用水路等の危険箇所に対する安全対策
- ■道路新設改良事業 都市整備局
 - 道路の改修や交通安全施設の整備

施策4 ライフラインの計画的な整備・管理

- ■水道管路耐震化等更新事業 水道局
 - 老朽管の更新、耐震化
 - ・災害時に拠点となる施設へ至る管路の耐震化
- ■水道施設耐震化等更新事業 水道局
 - 老朽化した水道施設の更新、耐震化
- ■下水道管きょの長寿命化、耐震化 下水道河川局
 - 重要な幹線等の管きょ及びマンホールの調査、耐震工事
- ■下水道施設(処理場、ポンプ場)の長寿命化、耐震化 下水道河川局
 - 処理場、ポンプ場の老朽化調査及び改築更新工事
 - ・旧耐震基準(昭和56年以前)の施設の耐震化や津波対策工事

¹² タイムライン: 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

¹³ 大規模盛土造成地: 谷を埋めた造成地で3,000㎡以上、若しくは盛土前の地山が20°以上でかつ盛土高さ5m以上の造成地。



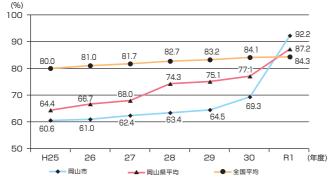
地域防災力の強化と 消防救急体制の充実



現状と課題

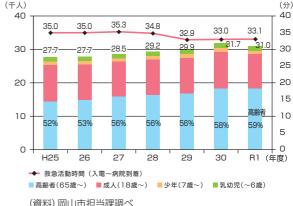
- 防災や災害時の対応への関心は全国的に高まっており、岡山市でも平成30年7月豪雨等の 甚大な浸水被害を教訓に、地域住民による防災訓練のほか、防災学習会の開催や防災マッ プの作成等の取組を進めた結果、地域における自主的な防災・減災活動が一層活発になっ ています。また、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策について、3密 回避対 策や、マスク等の配備などの対策を行っているところです。
- ●市民の防災意識が高まる中、自主防災組織²の結成促進に取り組み、組織率は92%となり ましたが、組織率100%をめざし、引き続き結成促進を図っていく必要があります。また、 自主防災組織の活性化にも重点をおき、住民同士の「共助」により、災害時に適切な避難行 動がとれるよう、地域の防災力強化を図っていく必要があります。
- ●東日本大震災等の教訓から大規模広域災害が発生した場合には、ライフライン³の途絶や 行政機能の低下等により、行政等が支援を行う「公助」が行き届かないことが考えられます。 災害による被害を最小限にするためには、自分自身で身を守り安全を確保する「自助」や、 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の支援をはじめ、地域で助け合う「共助」が特に重要 となっており、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上や地域での共助の基盤強化を進 めていく必要があります。
- 発生が危惧される大規模地震や突発的な自然災害、多様化する各種災害発生時においても 消防業務が継続できるよう、常備・非常備消防活動4の基盤となる施設、装備の充実、消防 団員の確保、各種災害への消防活動能力の向上を図り、総合的な消防力を強化することが 必要となっています。
- ■岡山市の火災発生件数は近年減少傾向にありますが、火災による死者は依然として発生し ており、防火対象物の消防法令違反も後を絶たない状況であることから、火災予防のため の効果的な対策が必要となっています。
- 高齢化により、救急搬送に占める高齢者の割合も年々上昇していることから、救急搬送人 員は今後も増加し続けると予想されます。また、救急救命処置の高度化に伴う救急隊員の レベルアップや新たな感染症への対策強化も求められており、多種多様な需要に迅速・的 確に対応できるよう救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

自主防災組織率の推移



(資料) 岡山市担当課調べ、総務省「消防白書」

年齢区分別搬送人員及び救急活動時間の推移



施策1 地域防災力の強化

- ●市民一人ひとりが防災に関する十分な知識を持ち、自主防災の重要性を認識できるよう、 防災学習会、防災訓練等を通じて、防災に対する意識の高揚を図ります。
- ●自主防災組織の結成を促進するとともに、地域で主体的に防災活動を行う地域防災リーダー⁵の育成や先進事例の発表、意見交換、さらに避難行動要支援者個別計画の策定支援等を通じて、地域での防災活動を活性化します。
- ●洪水・土砂災害、地震及びそれに伴う津波など、災害種別に応じた避難所をできるだけ多く確保し、その上で災害時に避難所となる小・中学校への分散備蓄を推進し、避難所生活において必要な備蓄物資を備え、市民の安全・安心の確保につなげるとともに、家庭内備蓄の周知啓発を図ります。
- ●感染症対策として、市民にはハザードマップ⁶等で安全を確認した上で、親族・友人宅への 避難や自宅での垂直避難⁷も検討するよう周知・啓発します。
- ●避難所内の感染症対策として、マスク、消毒液、非接触型体温計、ベッド、パーティションなどの配備を進めます。また、定期的な体温測定や清掃、消毒などを実施し、体調不良者のための専用スペースを確保します。

施策2 消防救急体制の充実強化

- ●今後多様化する各種災害発生時においても消防業務を継続するため、基盤となる消防庁舎 や車両・装備の充実、指揮・通信指令体制の機能強化を図るとともに、消防航空隊を含め た消防活動能力の強化を推進します。
- ●地域防災力の中核となる消防団員を確保するとともに、消防団の装備や訓練の充実を図り、 常備・非常備を含めた総合的な消防力の強化を推進します。
- ●市民の生命や財産を住宅・施設火災から守るため、住宅防火対策を図るとともに、消防法 令違反対象物の是正推進に努めます。
- 高齢化により増加し続ける救急需要や新たな感染症の脅威に対し、迅速・的確に対応できるよう、予防救急の啓発や救急救命士⁸の養成・教育を計画的に実施するとともに、救急装備の充実やICT⁹を利用した救急業務の高度化を推進します。

- 1 3密:感染症の集団感染防止のため、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面を指す言葉。
- 2 **自主防災組織**: p23の脚注参照。
- 3 ライフライン: p133の脚注参照。
- 4 **常備・非常備消防活動**:常備消防活動とは、市町村単位で設置される消防本部及び消防署が行う、火災の防ぎょ等の活動のこと。非常備消防活動とは、消防団が行う、火災の防ぎょ等の活動のこと。
- 5 **地域防災リーダー**: 地域の防災活動を主導するリーダー。平常時には地域の特性や災害危険性を把握し、地域住民に対して自助の重要性を周知するために防災 訓練やイベントを実施する。
- 6 ハザードマップ:p133の脚注参照。
- 7 **垂直避難**: 急激な降雨や浸水により避難所へ避難することが危険な場合で、浸水による建物の倒壊の危険がない場合に、自宅や近くの建物の2階以上へ緊急的に一時避難すること。
- 8 救急救命士:厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことができる者。
- 9 ICT: p3の脚注参照。

成里指煙

指標名	基準値 R1	目標値 R7
自主防災組織率	92.2%	100%
住宅用火災警報器の点検実施率	36%	60%

主な事務事業

施策1 地域防災力の強化

■自主防災組織育成事業 危機管理室

- 自主防災組織の結成促進、助成金の給付
- 防災まちづくり学校や公民館職員等への防災講習会の開催、男女ともに地域防災リーダーの育成

■備蓄の推進 危機管理室

- 家庭内備蓄の周知啓発
- 分散備蓄の推進、備蓄物資の充実

■総合防災訓練等の実施 危機管理室

• 住民参加による避難所運営訓練の実施

■岡山市業務継続計画 (BCP¹⁰) の推進 危機管理室

- 大規模災害発生時に、非常時優先業務を早期に復旧するための計画(BCP)の継続的な改善
- 大規模災害発生時に、応援部隊や救援物資を円滑に受け入れるための受援計画の策定

施策2 消防救急体制の充実強化

■消防署所適正配置 消防局

• 消防・救急車両の現場到着時間の短縮を目的とした、市街地における消防力のバランスに配慮した消防署所の適正配置の推進

■消防団機庫整備 消防局

• 大規模災害時等に地域防災の拠点となる消防団機庫の機能強化と整備

■消防団装備整備 消防局

• 消防団員が災害現場等で活動するために必要不可欠な装備品(防火衣、防火帽、防火長靴)の整備

■住宅防火対策推進 消防局

- 防火対策を強力に推進するため、高齢者を中心に、先端技術を活用した最適な避難方法を検証し、市民へ周知
- ・住宅用火災警報器の維持管理に重点を置いた対策の実施
- 火災調査鑑識体制の充実

■消防法令違反の未然防止及び是正推進 消防局

• 消防法令違反の未然防止対策の強化及び覚知した違反対象物の早期是正の推進

■ 消防車両更新 消防局

• 常備・非常備消防が保有する車両の更新整備、適切な出動体制の構築

■消防ヘリコプター操縦士養成 消防局

• 消防ヘリコプター操縦士の計画的な採用と訓練の実施

■救急救命士養成・教育 消防局

- 市民病院の救急救命室における、救急救命士の再教育病院実習の継続実施
- 指導救命士及び救急救命士の計画的な養成
- 指導救命士による救急救命士再教育体制の構築
- 救急活動のレベルアップに向けた、救急救命士以外の救急隊員教育の継続実施

■救急需要対策の強化 消防局

- 熱中症と転倒・転落による事故を重点対象事案とした、出前講座11
- 消防音楽隊による高齢者施設訪問(予防救急広報コンサート)
- 予防救急ポスター及びチラシの作成配布、ラジオ、テレビ及び広報誌による広報

■救急搬送における感染症への対策強化 「消防局」

- 救急隊員の使用する感染症対策装備の適正管理
- ・感染症対策に係る教育の充実強化
- 関係機関との連携強化

■消防指令システム更新整備 消防局

- 消防指令システムの適時・適切な更新、維持管理
- 大規模自然災害に対する機能強化及びNTTによる緊急通報受理回線の光IP化 ¹² や各種既存サービス終了に伴う対応

■消防・救急無線更新整備 消防局

- 消防・救急無線の適時・適切な更新、維持管理
- 多重無線ネットワークの更新・IP化及び無線中継所における長時間停電対応の強化

■消防・救急業務へのデジタル技術等活用 消防局

- 救急業務のICT活用による医療機関との連携、傷病者情報の共有化、適切な維持管理
- 災害、救急現場等における映像情報の利活用及び次世代衛星通信地球局整備による大規模災害発生時の通信手段確保

- 10 BCP: Business Continuity Planの略称で、大規模災害発生時に、行政や企業の機能が低下した場合であっても、優先業務を継続し、また、早期に業務を再開することを目的に、方法、手段等を取り決めておく計画。
- 11 **出前講座**: p123の脚注参照。
- 12 IP化: 従来の異なる複数の通信の規格を統一し、同一のIPネットワーク上で通信できるようにすること。IPとはInternet Protocolの略称で、複数の通信ネットワークを相互に接続し、データを中継・伝送して一つのネットワークにすることができる通信規約(プロトコル) の一つ。

刑法犯認知件数の推移

(資料) 岡山県警察本部



安全・安心な 市民生活の確保





現状と課題

- ●岡山市における刑法犯認知件数¹は、近年減少傾向にありますが、手口が巧妙化した特殊詐欺²が多発するなど、市民の安全・安心が脅かされています。犯罪被害を減らすため、警察等と連携した啓発活動等はもとより、高齢者を対象とした特殊詐欺被害防止対策や防犯カメラ設置支援事業等による地域防犯団体への支援等により、地域防犯力を強化していく必要があります。
- 岡山市の令和元年における人□10万人当たりの交通事故死者数は、政令指定都市の中でワースト1位となっており、また、交通事故(人身事故)の約2割を自転車事故が占めています。これらの状況を改善するため、市民の交通安全意識の向上と交通安全マナーの周知徹底を図っていく必要があります。
- ●契約トラブルをはじめとして、消費生活に関する相談が多く寄せられており、そのうち高齢者の相談件数が約4割を占めています。また、新型コロナウイルス感染症の影響からインターネット通販の利用が急増したことに伴う消費トラブルも増加傾向にあります。こうした消費者トラブルを未然に防止するとともに、自立した消費者の育成を図るため、学校での児童生徒を対象とした消費者教育の実施をはじめ、各種の関係団体等と一体となった取組を一層推進することが求められています。

(件) (件) (件) (件) 14,000 1,200,000 10,000 600,000 12.740 8,930 12.000 1-1-105 1,000,000 472.105 500,000 8.000 430.601 996,120 499,201 9.509 9.437 10,000 915,042 381,002 800,000 7,220 400.000 817,338 7,832 -748;559 6,000 8,000 309 178 5,902 6.293 600.000 614,231 300,000 4,083 5.372 4.690 6,000 4,000 4.288 4,542 4,634 3,318 3,951 400.000 200.000 4,000 2,571 2.105 1 905 2,000 200,000 100 000 2.000 634 483 463 0 -Ω 0 R1 H28 30 2 (年) H28 29 30 (年) ◆ 岡山県(左軸) 岡山市(左軸) 全国総数(右軸) ◆ 岡山県 (左軸) ■ 岡山市 (総数) (左軸)

(資料) 岡山県警察本部

交通事故のうち人身事故件数の推移

- 岡山市(うち自転車事故数)(左軸)

━━ 全国総数(右軸)

施策1 地域防犯力の強化と交通安全対策の推進

- 岡山市の防犯・交通安全の計画となる岡山県警察との協定である「『安全で安心なまちづくり』岡山市行動プラン」(令和3年~令和7年)に基づいて、地域防犯、交通安全対策等の施策を推進します。
- ●地域の防犯力強化に向けて、防犯カメラ設置支援事業や夜間の犯罪・交通事故を防止する ための防犯灯の設置補助等により地域防犯団体等への支援を推進します。また、各種関係 団体とも連携し、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するための取組を進めます。
- ●交通死亡事故を1件でも減らすため、交通安全意識やマナーの向上に向けた各種啓発活動を進めます。特に、「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が制定されたことから、自転車に乗り始める時期にある小学生をはじめとした自転車利用者に対し、実技講習を行うほか、ヘルメットの着用など自転車の安全な乗り方についての啓発や自転車損害賠償保険の加入促進に取り組みます。また、高齢者の交通事故防止のための啓発を行います。

施策2 消費生活の安全・安心の確保

- ●昨今のインターネット通販やキャッシュレス決済の利用加速など、消費者の行動が大きく変化する中、自立した消費者を育成し、消費者トラブルを未然に防ぐため、学校現場での消費者教育の実施や情報発信等に取り組むとともに、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、様々な場で消費者教育が受けられる環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者等の消費者トラブルの防止や早期解決を図るため、地域の各種団体との連携を強化し、地域全体で見守る取組を進めます。

- 1 刑法犯認知件数:警察等の捜査機関が犯罪の発生を認知した件数。
- 2 特殊詐欺:電話などを使って、面識のない不特定多数の人に対して行う詐欺の総称。「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目の詐欺」などがある。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
刑法犯認知件数	4,632 _件	4,000件
人身事故件数	2,105件	1,300件
消費生活センターの認知度	84.5%	90%

主な事務事業

施策 1 地域防犯力の強化と交通安全対策の推進

■防犯カメラ設置支援事業 市民生活局

• 町内会等が設置する防犯カメラの取付け費用の一部を補助

■地域防犯ボランティア支援事業 市民生活局

• 地域防犯ボランティア活動の活性化及び地域の防犯意識向上を目的とした、地域防犯ボランティアへの講習、防犯講座の実施

■防犯灯設置・設置支援事業 市民生活局

• 町内会が設置する防犯灯の取付け費用の一部を補助

■特殊詐欺等被害対策電話機設置支援事業 市民生活局

市内の65歳以上の高齢者のみの世帯を対象とした、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入費用の一部を補助

■交通安全対策事業 市民生活局

・春秋の交通安全運動期間を中心とした街頭啓発活動や保育園・幼稚園・小中学校における交通安全教室等の実施

■自転車安全運転免許証交付事業 市民生活局

• 交通安全教室における自転車実技講習の実施及び自転車に本格的に乗り始める小学4年生から6年 生への自転車安全運転免許証の交付

■自転車啓発事業 市民生活局

• 自転車の安全な利用及び自転車損害賠償保険への加入を促進するための啓発等を実施

施策2 消費生活の安全・安心の確保

■消費者教育推進事業 市民生活局

- 消費生活センターの機能強化に向けた相談員の能力強化や事例検討会の充実等
- 消費者の視点に立った事業者向けの研修会の実施
- 学校と連携した消費者教育、消費者団体等との連携強化による消費者教育の担い手育成



岡山から広げる 地域に根ざした環境づくり









現状と課題

- 岡山市は人□70万を擁する大都市でありながら、市域の約7割を農地や里山¹が占め、岡山駅近くの用水にホタル、都心部近郊の市街地に絶滅危惧種のアユモドキ²が生息するなど、多様で豊かな自然環境に恵まれています。
- ●一方、人の営みの変化等により、一部の自然環境は失われつつあるため、生物多様性³の重要性に関する地域全体の理解を高め、市民や事業者、行政が互いに取り組むべき課題・目標を共有し連携を強化することが求められています。
- ●また、工場等から大気や公共用水域に排出される汚染物質は、法令による規制に加え、事業者の自主的な取組により排出量が削減されています。このことに加え、土壌汚染対策やアスベスト対策等の近年の重要課題を含め、快適な生活環境を確保するため、継続的に環境監視を行い、汚染物質の排出を抑制していくことが求められています。
- ●さらに、生物多様性についての意識向上を目的とする環境学習・環境教育の充実や、岡山市におけるESD⁴活動の礎ともなった環境パートナーシップ事業をはじめとする市民、事業者の自主的な活動への支援等により、地域における環境保全活動の継続性を高めていく必要があります。
- 岡山市では、「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」により毎月第3日曜日を「美しいまちづくりの日」と定め、行政、市民、事業者の協働により美しく快適なまちづくりを推進しています。まちなかでのごみのポイ捨て数や路上喫煙者数はいずれも横ばい傾向にあり、引き続き、市民や事業者との協働による環境美化活動に取り組んでいくことが求められています。

貴重な野生生物の確認状況



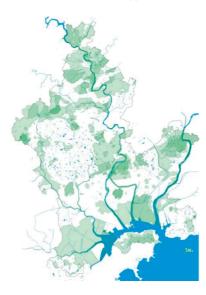
セツブンソウ



オオタカ



アユモドキ



※網かけは、岡山市で、貴重な野生生物 (絶滅のおそれのある野生生物、ホタ ルなど)に関する情報を得ている地域 を表す。網が濃い地域ほど多くの確認 情報がある。

(資料) 岡山市担当課調べ

施策1 生物多様性の保全と環境との共生

- ●身近な場所で多様な自然風景や野生生物に触れ合える環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、科学的な知見と多様な主体の参画により策定した「岡山市生物多様性地域戦略」に基づき、地域住民、企業、NPO⁵等と連携・協働し、身近な生きものや希少野生生物の保護等を戦略的に推進します。
- ●一定規模以上の開発事業に対しては、関係環境法令に基づく規制・指導が行われていますが、 これに加え、岡山市独自の環境影響評価制度の運用により、きめ細かい環境配慮を推進します。

施策2 環境負荷低減への取組

- ●環境基準の達成・維持のため、大気、水質等の常時監視を引き続き実施します。
- ●法改正等でさらなる対応が求められている土壌汚染対策やアスベスト対策等の重要課題に 適切に対応するため、工場・事業場等への立入調査を充実させ、継続的な監視・指導を実 施します。

施策3 環境教育・学習の推進

●多様な主体との連携による自然体験プログラムの実施や生物多様性の保全に取り組む企業活動の支援、地域での主体的な環境保全活動の担い手づくりを進めるとともに、岡山ESDプロジェクトとも連携しながら、公民館や学校等での環境教育・学習活動を推進し、環境保全活動の輪を広げます。

施策4 市民、事業者との協働による美しく快適なまちづくり

- ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための活動を継続するとともに、美化推進重点区域内外での一斉清掃への参加呼びかけや、「美しいまちづくりの日」における自主的な清掃活動などを通じて、市民、事業者による環境美化活動を推進します。また、三大河川流域の関係市町との協力により、河川及び海の環境美化活動を進めます。さらに、地域住民で組織され、身近な環境美化活動に取り組む環境衛生協議会の円滑な運営のための支援を行います。
- ●美しく快適なまちづくりに向けて、多様な媒体を活用した広報・啓発を行うとともに、特に貢献した市民、事業者の顕彰等を行います。

- 1 里山:農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた山地。
- 2 アユモドキ:国の天然記念物及び種の保存法に指定されているコイ目アユモドキ科の淡水魚。岡山平野を中心とした地域と琵琶湖淀川水系に不連続に分布。現在、繁殖が確認されているのは全国で数カ所のみ。
- 3 生物多様性:自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性やそれらの遺伝子の多様性、また、地域ごとの生態系の多様性を意味する語。
- 4 ESD: p7の脚注参照。
- 5 NPO: p5の脚注参照。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
身近な生きものの里認定地区数	17地区	25地区
事業場等への立入調査実施率	74%	100%
身近な自然体験プログラム参加者数	14,373⋏	16,000⋏
美化推進重点区域内のごみのポイ捨て数 (1主要通り当たりの1日平均)	102個	90個

主な事務事業

施策1 生物多様性の保全と環境との共生

■自然保護事業 環境局

- 生物多様性保全の方向性を示す「岡山市生物多様性地域戦略」に基づく多様な主体と連携した保全活動の推進
- ・市民参加による生き物調査及び保護団体と連携した希少種保護事業の推進
- 一定規模以上の開発事業に対する、市独自の環境影響評価制度を通じた、適切な環境配慮の推進
- 市民との協働により、自然環境の状況把握や貴重な野生動植物が生息する地域の監視などを行う 「自然保護活動推進員制度」の推進

■身近な生きものの里事業 環境局

• 身近な野生生物をシンボルにした主体的な生物多様性保全活動を行っている地域を「身近な生きものの里」に認定し、活動を支援

施策2 環境負荷低減への取組

■大気保全対策事業 環境局

- 大気汚染防止法に基づく大気の汚染の状況の常時監視
- 大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場等への立入調査・指導
- 建築物等の解体等工事を対象とした立入調査等によるアスベスト飛散防止対策の推進

■水質保全対策事業 環境局

- 水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況の常時監視
- ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の立入調査・指導及び土壌汚染対策法に基づく要措置区域 等の立入調査・指導
- 土壌汚染関係管理システムの利用を通して、土壌汚染に関する適正なリスク管理の積極的な推進

施策3 環境教育・学習の推進

■環境づくり支援事業 環境局

- 自然環境や生物多様性についての意識向上を目的とした、多様な主体が開催する自然体験プログラムに対する支援
- 地域イベントや体験学習等を通じて、里地里山里海の地域づくりを担う新たな人材確保の枠組み 形成を推進
- 地域で自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」として 位置づけて活動を支援

施策4 市民、事業者との協働による美しく快適なまちづくり

■環境美化推進事業 環境局

- 美化推進重点区域・路上喫煙制限区域での巡回指導や広報・啓発活動の実施
- 一斉清掃等の美化イベントの実施や地域での美化活動への支援



脱炭素社会をめざす 環境にやさしいまちづくり



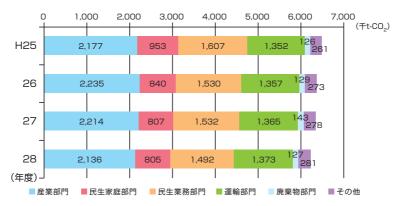




現状と課題

- ●温暖化による気候変動など、地球規模での環境問題は、人類の生存基盤に関わる深刻な問題となっています。平成27年に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」における「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を抑えるため、今世紀後半には、世界全体で人間活動による温室効果ガス[↑]排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出され、加盟国及び地域に削減目標の設定と対策の実施が義務付けられました。
- ●国においては、平成28年に「地球温暖化²対策計画」を定め、令和12年度に、平成25年度比で26%の温室効果ガス排出削減に向けて着実に取り組むとともに、令和32年までに80%の削減をめざすとしています。また、令和2年10月の首相所信表明演説においては、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすことが表明されています。
- ●岡山市では、令和2年7月に「世界首長誓約/日本³」に署名し、持続可能なエネルギーの推進、国の目標以上の温室効果ガス排出量の削減、気候変動の影響への適応・レジリエント(強靭)な地域づくりに取り組むことを宣言しました。また、令和3年2月には「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行い、脱炭素社会⁴をめざすことや、岡山連携中枢都市圏⁵のすべての自治体と共同して取組を進めることを表明しました。
- ●岡山市における温室効果ガスの総排出量の推移をみると、民生家庭部門と民生業務部門⁶は、 着実に減少していますが、引き続き市民、事業者と連携しながら、徹底した省エネルギー の推進、再生可能エネルギー⁷の導入、水素など次世代エネルギーの利活用を推進し、温室 効果ガスの削減に一層取り組む必要があります。一方、運輸部門の排出量は増加傾向にあり、 電気自動車などの次世代自動車の導入や、エコドライブの推進にも一層取り組む必要があ ります。また、今後は一定の気候変動の影響は避けられないものとして、その影響を回避・ 軽減するための気候変動に対する適応策についての取組が必要です。
- ●また、コンパクトでネットワーク化されたまちづくりを進める中で、自家用車の利用抑制や、 歩行者、自転車、公共交通優先の環境にやさしい交通体系への転換を進めるとともに、環 境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進することにより、温室効 果ガスの削減につなげていく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移



- (注1) 民生業務部門とは、事務所・オフィスビル、ホテル・旅館、卸・小売業、飲食店、学校、 病院等で消費したエネルギーを計上する部門。
- (注2) その他は、「メタン」「一酸化二窒素」「代替フロン等4ガス」の合計。
- (注3) エネルギー転換部門については、全体に占める割合が小さいため、製造業に含めて計上している。

(資料) 岡山市担当課調べ

施策1

再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

- 脱炭素型の都市の実現に向けて、エネルギーの地産地消、省エネルギー化、安定的なエネルギー確保や未利用エネルギーの利活用などにより温室効果ガスの削減を図ります。
- ●住宅や事業所、市有施設での再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄エネルギー設備 の導入を総合的に進め、市域全体での効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。
- ■岡山連携中枢都市圏の市町や経済界等と協力して、脱炭素社会の実現に向けた新たな取組 について検討を進めます。
- ●市民との協働により、廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料 (BDF) の使用拡大のための普及啓発等を実施します。

施策2

環境にも人にもやさしいライフスタイルへの転換

- ●環境負荷の低減に当たっては、市が率先して資源・エネルギーの削減に自主的に取り組むとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」のもとで環境にやさしい市民生活や事業活動に向けた意識改革と実践に市民や事業者と連携して取り組みます。気候変動に対する適応策の実施に当たっては、市が率先して気候変動の影響を軽減・回避する施策を行うとともに市民や事業者と連携して取り組みます。
- ●車優先から人優先のまちづくりを進める中で、低炭素型の交通体系をめざし、歩いて楽しい道路空間の整備をはじめ、岡山駅前広場への路面電車の乗り入れや延伸・環状化、桃太郎線のLRT[®]化の取組の推進、バス路線の再編、バス・自転車の利用環境の向上など、公共交通中心の環境にやさしい交通ネットワークの構築を進めます。

- 1 温室効果ガス:p23の脚注参照。
- 2 地球温暖化: p25の脚注参照。
- 3 世界首長誓約/日本:p23の脚注参照。
- 4 脱炭素社会: p29の脚注参照。
- 5 岡山連携中枢都市圏:p29の脚注参照。
- 6 民生家庭部門と民生業務部門: [民生家庭部門] は、個人が住宅内で消費したエネルギーを計上する部門、[民生業務部門] は、第3次産業に属する企業や個人が 事業所内で消費したエネルギーを計上する部門。
- 7 再生可能エネルギー: p12の脚注参照。
- 8 LRT: p27の脚注参照。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
温室効果ガス排出量	6,119 ∓t-co₂ (H29暫定)	5,525 ∓t-co₂ (R5)
環境にやさしいライフスタイルの実践度	49%	60%

主な事務事業

施策1 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

■地球温暖化対策事業 環境局

- 徹底した省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
- 電気自動車等の普及促進
- 次世代エネルギー導入の推進
- 岡山連携中枢都市圏の市町や経済界等との取組の検討

■バイオ燃料地域利用事業 環境局

• バイオディーゼル燃料(BDF)の普及促進、啓発事業の実施

■ 道路照明灯LED化事業 都市整備局

• 水銀灯やナトリウム灯などの道路照明灯すべてをLED化

施策2 環境にも人にもやさしいライフスタイルへの転換

■温暖化防止に向けた意識改革と行動喚起 環境局

- ・温暖化の防止に向けた市民・事業者の行動変容を促す啓発活動の実施
- ノーマイカーデーの推進やエコドライブ講習会等による意識の転換
- ・環境負荷低減に向けた事業者の継続的な取組への支援

■人と環境にやさしい交通ネットワークの構築[一部再掲] 「都市整備局」

• 公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築

■気候変動適応策の推進 環境局

• 適応策についての市民・事業者への情報提供及び取組への支援



政策28

みんなで進める 循環型社会の構築





現状と課題

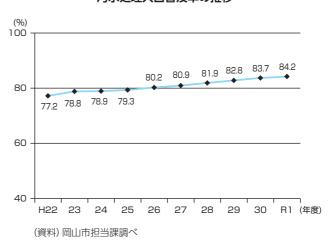
- ●岡山市では、「岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき廃棄物の減量化・資源化を進めていますが、ごみ排出総量は微増傾向にあります。家庭系ごみの排出量は減少する一方、事業系ごみの排出量は増加し続けており、ごみ排出総量の増加の原因となっています。
- このため、市民、事業者と一体となって廃棄物の減量化・資源化を継続して推進することにより、循環型社会を構築していく必要があります。また、環境性に優れ、より効率的・経済的なごみ処理の広域化を推進していく必要があります。
- ●産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、消防ヘリコプターによる上空監視を実施し、 これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化しており、引き続き、産 業廃棄物の不法投棄対策を推進する必要があります。
- ●令和元年度末の汚水処理人口普及率¹は84.2%、下水道処理人口普及率は67.6%となっており、いまだ11万2千人の市民が汚水処理施設を利用できない状況にあるため、総合的な汚水処理対策を推進していく必要があります。

ごみ排出量の推移



(資料) 岡山市担当課調べ

汚水処理人口普及率の推移



施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進

- ●市民の主体的なごみ減量化とリサイクルを推進するため、広報紙やガイドブックによる広報やごみ分別アプリの普及、公民館講座や出前講座²等での啓発活動を展開するとともに、リユースぷらざでの不用品活用や資源回収団体への報奨金の交付等を行うことにより、市民との協働によるリフューズ(発生抑制)、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4Rを推進します。
- ●事業系ごみについては、事業系廃棄物の減量計画書の提出や顕彰制度により、優良事業者の育成を図るほか、事業系ごみガイドブックの利用促進や施設搬入時の分別指導の徹底等を通じて、事業者とともに減量化とリサイクルの取組を進めます。
- ●一般廃棄物の中間処理施設での再資源化等を進め、ごみの焼却量・埋立て量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

施策2 廃棄物の適正処理の推進

- ●「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」に基づき、広域的なごみ処理に対応する焼却施設の整備を玉野市、久米南町と連携して進めます。
- ●産業廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見のため、監視指導体制を確保し、不適正処理 事案に対する早期対応、拡大防止等を徹底します。

施策3 総合的な汚水処理対策の推進

- ●市民の健康で快適な暮らしや良好な水環境を保全するため、公共下水道、農業集落排水³、 合併処理浄化槽⁴の適切な役割分担のもと、総合的な汚水処理対策を推進します。
- ●下水道の未普及地域については、早期整備をめざして、アクションプラン⁵に基づき、重点的な整備に取り組みます。
- ■岡山市最大のし尿処理能力を有する一宮浄化センターにおける老朽設備の更新等を進めます。
- ●公共下水道や農業集落排水の処理場の統廃合を推進し、維持管理の効率化等を図ります。

- 1 **汚水処理人口普及率**:行政人口(住民基本台帳に登録された人口)のうち、下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を利用することが可能な人口の比率
- 2 出前講座:p123の脚注参照。
- 3 農業集落排水:農業用排水路などの公共用水域の水質を保全するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する比較的小規模な下水道施設。
- 4 合併処理浄化槽:水洗トイレからの汚水(し尿)と台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水を、微生物の働きなどを利用して処理し、きれいな水にして放流する設備。
- を記述を発見された。
 「アクションプラン:概ね10年程度での汚水処理の概成を目標とし、各種汚水処理施設(下水道、農業集落排水、合併浄化槽)の整備手法及び区域などを定めた計画。

指標名	基準値 R1	目標値 R7
ごみの資源化率	27.4%	31.1%
市民1人1日当たりのごみ排出量	842g	754g
汚水処理人口普及率	84.2%	90%

主な事務事業

施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進

■資源循環指導・啓発事業 環境局

- 市民、事業者の4Rに対する意識・行動改革を促す情報提供や、分別アプリ・講座等による普及啓発
- ・排出されたごみの組成分析による資源化物の混入割合の調査

■減量化・資源化対策事業 環境局

- 資源回収活動を行う団体への支援や生ごみ削減活動の促進、資源化物の拠点回収の実施
- 事業系ごみガイドブックの作成

■中間処理施設での資源化推進 環境局

• 焼却施設から排出される焼却残さのセメント原料としての資源化

施策2 廃棄物の適正処理の推進

■ごみ処理体制の効率化 環境局

• 「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」に基づく、岡南環境センター、玉野市東清掃センター、 岡山市久米南町衛生施設組合クリーンセンターを統合した広域的な焼却施設の令和8年度末の稼 働に向けた整備

■産業廃棄物対策事業 環境局

- 産業廃棄物の最終処分場からの放流水質や、同焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等に関する行政検査の実施
- 産業廃棄物の処理施設の設置者等に対する必要な指導の実施

■産業廃棄物不法投棄等対策事業 環境局

• 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案の未然防止及び早期対応

論

施策3 総合的な汚水処理対策の推進

■下水道整備事業 下水道河川局

• アクションプランに基づく公共下水道の重点的な整備

■合併処理浄化槽設置補助金事業 環境局

• 下水道整備計画のない地域や下水道整備の予定が当面ない地域における、自宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対する補助金の交付

■し尿処理施設の整備・効率化 環境局

- 老朽化した設備の改修や機能更新等
- 設備の小型化・効率化を図るための公共下水道への接続

■汚水処理施設の効率化 下水道河川局

• 公共下水道や農業集落排水の処理場の統廃合の推進